

教育標準認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担額表（月額）

（平成29年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）			利用者負担額 （ ）は二人目の金額
区分	定義	推定年収（注②）	
a	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	—	0円
b 1	a 階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 ※ 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	3,000円 (0円)
c 1	a 階層及び b 階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	77,100円以下 ※	9,000円 (4,500円)
d		77,101円以上 211,200円以下	～680万円 (7,350円)
e		211,201円以上	680万円～ (9,950円)

注③

注④

※ b階層及びc階層のうちひとり親家庭等の世帯に係る徴収額

この表におけるひとり親家庭等の世帯とは、母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯等をいいます。

b 0	a 階層を除き、市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	0円
c 0	a 階層及び b 階層を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	～360万円	3,000円 (0円)

注③

注① 階層区分

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合は除く）は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
- ・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定します。

注② 推定年収

- ・推定年収は、夫婦（片働き）と子ども2人のモデル世帯の場合のおおまかな目安です。

注③ 多子軽減（2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減）

- ・世帯の年収が約360万円未満（所得割額が77,100円以下）の世帯の場合
- ・保護者と生計を一にする子ども（※）について、最年長の子どもから順に2人目は（ ）内の金額、3人目以降は無料（0円）となります。
- ※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常を送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」となります。

注④ 多子軽減（2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減）

- ・世帯の年収が約360万円以上（所得割額が77,101円以上）の世帯の場合
- ・幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額（ ）内の金額、3人目以降は無料（0円）となります。ただし、小学校就園前の児童については、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している場合のみ多子軽減のカウントの対象となります。